

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和5年6月15日
高校の特色づくり推進課

1 改正理由

県立高等学校適正化実施計画、奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（令和4年7月奈良県条例第11号）等の規定に基づき、関係する規定の整備を行うため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

(1) 学校外における学修等の単位認定の追記

単位認定対象の追記

(2) 県立中学校に関わる追記

留学、編入学、転学の各条文及び様式に中学校を追記

(3) 高等学校の課程・学科の設置及び廃止

学校名	課程		学科名		変更日
	変更後	変更前	変更後	変更前	
山辺高等学校	全日制	全日制	農業探究、自立支援農業、総合	普通、生物科学探究、自立支援農業	令和6年4月1日 (※1)
奈良南高等学校	全日制	全日制	普通、建築探究、森林・土木探究、情報科学、総合	普通、情報科学、総合	令和6年4月1日

(※1) 山辺高等学校の普通科及び生物科学探究科は令和8年3月31日まで存続

○ 新設する学科の概要

・ 山辺高等学校全日制課程総合学科

自分の進路や興味・関心に応じた科目選択ができ、多様な生徒のニーズに対応するための教育課程を実施する。また、個々の進路希望に応じて、同校の通信制課程に開設される科目等の履修ができ、柔軟な学びを推進する。

また、生物科学探究科を廃止し、農業探究科を新しく設置する。

・ 奈良南高等学校全日制課程

「建築探究科」：高校生段階で2級建築士の受験に対応できる教育課程を実施する。

「森林・土木探究科」：高校生段階で土木施工管理技士の受験機会の確保に対応できる教育課程を実施する。

(4) 高等学校への専攻科の学科の設置

学校名	学科名		設置日
	変更後	変更前	
宇陀高等学校	介護福祉科、 <u>インクルーシブ幼児教育科</u>	介護福祉科、 <u>ラヒホイタヤ科</u>	令和6年4月1日

○ 新設する学科の概要

- ・ 宇陀高等学校専攻科インクルーシブ幼児教育科

障害福祉の知識・技能を身に付けた保育教諭を育成するため、豊岡短期大学（通信制）とのダブルスクール（要別途費用）を実施する。また実践的な学びを深めるため、特別支援学校（幼稚部等）で長期インターンシップ（有給を含む）を実施する。

○ 令和6年4月1日設置予定の学科の削除

- ・ 奈良南高等学校専攻科建築士養成科

3 施行期日

公布の日、令和6年4月1日

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>県立高等学校適正化実施計画の規定に基づき、関係する規定の整備を行うため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正 (1) 学校外における学修等の単位認定の追記 単位認定対象を追記する。 (2) 県立中学校に関わる文言修正 (3) 高等学校の学科の設置及び廃止 奈良県立奈良南高等学校全日制課程に建築探究科及び森林・土木探究科を設置する。 (4) 高等学校の専攻科の学科の設置及び廃止 奈良県立宇陀高等学校専攻科のラヒホイタヤ科を廃止し、インクルーシブ幼児教育科を設置する。 (第一条関係)</p> <p>2 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正 (1) 高等学校の学科の設置及び廃止 奈良県立山辺高等学校全日制課程の普通科及び生物科学探究科を廃止し、総合学科及び農業探究科を設置する。 (2) 高等学校の専攻科の学科の廃止 奈良県立奈良南高等学校専攻科の建築士養成科を廃止する。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (第二条関係)</p>

規則（訓令）名	理 由	要 旨
		<p>3 施行期日</p> <p>(1) 1 (1)、(2) 及び2については、公布の日から施行する。</p> <p>1 (3) 及び(4) については、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(2) その他所要の経過規定を置く。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

（奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正）

第一条 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三項に次の二号を加える。

四 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修

五 高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第二十八条第一項中「この節」を「この条及び第二十八条の八」に改める。

第二十八条の三第一項中「退学した者」の下に「（学齢生徒を除く。）」を加え、同条第二項中「再入学しようとする者」の下に「（学齢生徒を除く。）」を加える。

第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項及び第二十八条の六第一項中「高等学校」を「中学校又は高等学校」に改める。

第三十条第二項中「特別支援学校」を「中学校及び特別支援学校」に改める。

別表第一奈良県立奈良南高等学校の項中「普通」の下に「、建築探究、森林・土木探究」を加える。

別表第三奈良県立宇陀高等学校の項中「ラヒホイタヤ科」を「インクルーシブ幼児教育科」に改める。

第十一号様式の六中「~~訓練科~~」を「~~訓練科~~」に改める。

（奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（令和四年七月奈良県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立山辺高等学校の項の改正規定中「普通、生物科学探究、自立支援農業」を「農業探究、自立支援農業、総合」に改める。

別表第三の改正規定中「加え、同表奈良県立奈良南高等学校の項中「建築学科」の下に「、建築士養成科」を」を削る。

附則第一項中「、同表奈良県立大和中央高等学校の項及び別表第三奈良県立奈良南高等学校の項」を「及び同表奈良県立大和中央高等学校の項」に改め、附則第二項中「ビジネス科」の下に「並びに奈良県立山辺高等学校の全日制の課程の普通科及び生

物科学探究科」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第三に規定する奈良県立宇陀高等学校のラヒホイタヤ科は、同条の規定による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第三の規定にかかわらず、令和七年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表
 一 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正（第一条関係）

改 正 案

現 行

（単位の修得）

（単位の修得）

第二十条の二 略

第二十条の二 略

2 略

2 略

3 校長は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

3 校長は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一～三 略

一～三 略

四 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修

五 高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

4 略

4 略

（休学）

（休学）

第二十八条 生徒（学齢生徒を除く。以下この条及び第二十八条の八において同じ。）が疾病その他の事由により、休学しようとするときは、保護者と連署した休学願（第十一号様式の一）とその事情を証する書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。

第二十八条 生徒（学齢生徒を除く。以下この節において同じ。）が疾病その他の事由により、休学しようとするときは、保護者と連署した休学願（第十一号様式の一）とその事情を証する書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 及び 3 略

2 及び 3 略

（再入学）

（再入学）

第二十八条の三 退学した者（学齢生徒を除く。）が、第二学年以上で再入学を希望するときは、校長は退学後二年以内で特別の理由があるとして認めるときに限り、退学時の学年への再入学を許可することができる。

2 再入学しようとする者（学齢生徒を除く。）は、保護者と連署した再入学願（第十一号様式の一）を校長に提出しなければならない。

2 再入学しようとする者は、保護者と連署した再入学願（第十一号様式の一）を校長に提出しなければならない。

第二十八条の三 退学した者が、第二学年以上で再入学を希望するときは、校長は退学後二年以内で特別の理由があると認めるときに限り、退学時の学年への再入学を許可することができる。

2 再入学しようとする者は、保護者と連署した再入学願（第十一号様式の一）を校長に提出しなければならない。

2 再入学しようとする者は、保護者と連署した再入学願（第十一号様式の一）を校長に提出しなければならない。

改正案

現行

。
 (留学)
 第二十八条の四 生徒が外国の中学校又は高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学願(第十一号様式の六)を校長に提出し、許可を受けなければならない。

(留学)
 第二十八条の四 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学願(第十一号様式の六)を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2〜4 略
 (編入学)
 第二十八条の五 中学校又は高等学校の第一学年の途中又は第二学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

2〜4 略
 (編入学)
 第二十八条の五 高等学校の第一学年の途中又は第二学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

2〜4 略
 (転学)
 第二十八条の六 他の中学校又は高等学校に転学しようとする者は、保護者と連署した転学願を在籍校の校長に提出しなければならない。

2〜4 略
 (転学)
 第二十八条の六 他の高等学校に転学しようとする者は、保護者と連署した転学願を在籍校の校長に提出しなければならない。

2 略
 (転籍)
 第二十八条の七 課程相互間の転籍を希望する者(学齢生徒を除く。)は、保護者と連署した転籍願(第十一号様式の七)を校長に提出しなければならない。

2 略
 (転籍)
 第二十八条の七 課程相互間の転籍を希望する者は、保護者と連署した転籍願(第十一号様式の七)を校長に提出しなければならない。

(誓約書)
 第三十条 略
 2 中学校及び特別支援学校の高等部の校長は、生徒の入学を許可したときは第十二号様式による誓約書を提出させなければならない。

(誓約書)
 第三十条 略
 2 特別支援学校の高等部の校長は、生徒の入学を許可したときは第十二号様式による誓約書を提出させなければならない。

改正案

現行

第11号様式の6（第28条の4関係）

第11号様式の6（第28条の4関係）

留 学 願

留 学 願

このたび、下記の理由により留学したいので、許可くださるようお願いいたします。

このたび、下記の理由により留学したいので、許可くださるようお願いいたします。

科 学年 組

科 学年 組

生徒氏名

生徒氏名

保護者氏名 印

保護者氏名 印

1 留学理由

1 留学理由

2 留学先の国名、中学校又は高等学校名、所在地及び学年

2 留学先の国名、高等学校名、所在地及び学年

3 留学期間 年 月 日から 年 月 日

3 留学期間 年 月 日から 年 月 日

4 留学中の寄宿先及びその住所

4 留学中の寄宿先及びその住所

5 その他参考事項（斡旋団体）

5 その他参考事項（斡旋団体）

年 月 日

年 月 日

奈良県立何学校長 殿

奈良県立何学校長 殿

備考 留学先の中学校又は高等学校の概要を示す書類等を添付すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

備考 留学先の高等学校の概要を示す書類等を添付すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

二 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正（第二条関係）

改 正 案

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

略

別表第一奈良県立奈良商工高等学校の項中「機械、ビジネス」を「工業、商業」に改め、同表奈良県立山辺高等学校の項を次のように改める。

奈良県立山辺高等学校	略	全日制	農業探究、自立支
		定時制	援農業、総合
		通信制	農業、家政
			普通

略

別表第三奈良県立宇陀高等学校の項中「介護福祉科」の下に「ラヒホイタヤ科」を加える。

略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項、別表第一奈良県立山辺高等学校の項及び同表奈良県立大和中央高等学校の項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定す

現 行

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

略

別表第一奈良県立奈良商工高等学校の項中「機械、ビジネス」を「工業、商業」に改め、同表奈良県立山辺高等学校の項を次のように改める。

奈良県立山辺高等学校	略	全日制	普通、生物科学探究、自立
		定時制	支援農業
		通信制	農業、家政
			普通

略

別表第三奈良県立宇陀高等学校の項中「介護福祉科」の下に「ラヒホイタヤ科」を加え、同表奈良県立奈良南高等学校の項中「建築学科」の下に「建築士養成科」を加える。

略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項、別表第一奈良県立山辺高等学校の項、同表奈良県立大和中央高等学校の項及び別表第三奈良県立奈良南高等学校の項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定す

改正案	現行
<p>る奈良県立磯城野高等学校の全日制の課程のライフデザイン科及び奈良県立十津川高等学校の全日制の課程の普通科にあつては令和七年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立奈良商工高等学校の定時制の課程の機械科及びビジネス科並びに奈良県立山辺高等学校の全日制の課程の普通科及び生物科学探究科にあつては令和八年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立大和中央高等学校の通信制の課程の普通科にあつては令和九年三月三十一日までの間、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、なお存続するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>る奈良県立磯城野高等学校の全日制の課程のライフデザイン科及び奈良県立十津川高等学校の全日制の課程の普通科にあつては令和七年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立奈良商工高等学校の定時制の課程の機械科及びビジネス科にあつては令和八年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立大和中央高等学校の通信制の課程の普通科にあつては令和九年三月三十一日までの間、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、なお存続するものとする。</p> <p>3 略</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第 号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正)

第一条 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三項に次の二号を加える。

四 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修

五 高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第二十八条第一項中「この節」を「この条及び第二十八条の八」に改める。

第二十八条の三第一項中「退学した者」の下に「(学齢生徒を除く。)」を加え、同条第二項中「再入学しようとする者」の下に「(学齢生徒を除く。)」を加える。

第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項及び第二十八条の六第一項中「高等学校」を「中学校又は高等学校」に改める。

第三十条第二項中「特別支援学校」を「中学校及び特別支援学校」に改める。

別表第一奈良県立奈良南高等学校の項中「普通」の下に「、建築探究、森林・土木探究」を加える。

別表第三奈良県立宇陀高等学校の項中「ラヒホイタヤ科」を「インクルーシブ幼児教育科」に改める。

第十一号様式の六中「~~普通科~~」を「~~普通科~~」に改める。

(奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(令和四年七月奈良県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立山辺高等学校の項の改正規定中「普通、生物科学探究、自立支援農業」を「農業探究、自立支援農業、総合」に改める。

別表第三の改正規定中「加え、同表奈良県立奈良南高等学校の項中「建築学科」の

下に「、建築士養成科」を削る。

附則第一項中「、同表奈良県立大和中央高等学校の項及び別表第三奈良県立奈良南高等学校の項」を「及び同表奈良県立大和中央高等学校の項」に改め、附則第二項中「ビジネス科」の下に「並びに奈良県立山辺高等学校の全日制の課程の普通科及び生物科学探究科」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第三に規定する奈良県立宇陀高等学校のラヒホイタヤ科は、同条の規定による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第三の規定にかかわらず、令和七年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。